

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和4年7月15日(金)16時00分～17時15分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
真田安全審査官、本多主任安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他9名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・燃料試験施設の核燃料物質使用変更許可申請について
 - ・JRR-3実験利用棟(第2棟)の核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の本田でございます。今日面談ということでして原子力機構の
0:00:08	原子力科学研究所の燃料試験施設と、
0:00:13	J R R スリー実験利用棟ですか、の核燃料物質の使用変更許可申請の事前の申請内容のご説明ということで面談をさせていただきますそれでは
0:00:27	資料を事前にいただいておりますので減少機構の方からご説明をお願いいたします。
0:00:40	原科研の小室です。それでは初めに、燃料試験施設の使用変更許可申請についてということでご説明いたします。
0:00:50	お手元の資料の1枚目表紙になっておりまして、めくっていただきまして、2ページになります。
0:00:55	元燃料試験施設の概要ということで、許可書からの抜粋になっておりますけれども、こちら燃料試験施設においては原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験、未照射核燃料物質、
0:01:08	照射済み核燃料物質及び各種設備に関する安全取り扱い技術の開発を行っております。
0:01:14	あと東京電力からのAチーフからの資料の試験等も行っておりますということになります。
0:01:20	資料1枚めくっていただきまして、3ページ目になります。今回予定している申請の目的ですけれども、燃料試験施設の β γ コンクリートナンバーをセルというセルの中に、
0:01:32	設置されたのか試験装置という装置がありますけれども、
0:01:36	こちらの軽水炉における冷却材喪失事故を模擬した実験を行う装置となっております、こちらの実験条件金等の実験条件の方を変更するという目的となっております。
0:01:48	この6試験装置はですけれども、令和2年の5月に変更許可を取得いたしまして、その後使用前事業者検査使用売却によりベント装置となっております。
0:01:58	これまでのモックアップの実績等を踏まえましてですね、試験条件、実験条件の加熱温度の拡張が必要となったというところがありまして、改めて変更申請を行うとなっております。
0:02:10	1枚めくっていただきまして4ページ目のスライドになれば、具体的な変更の内容になりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	現在の許可申請書の方ではですね、6月試験装置の加熱温度の記載内容として、
0:02:23	200度という試験温度が記載されているんですけども、こちらを1250度というふうに変更したいと考えております。
0:02:31	ラボの変更なんですけれども、6試験装置に組み付けられた加熱炉、こちら既製品になっておりまして、最大加熱温度が1000円、1400度のものになっておりますが、
0:02:41	この仕様内の変更となっておりますので物理的な改造というものは行いません。
0:02:47	1枚めくっていただきまして、5ページ目、
0:02:50	安全評価への影響になるんですけども、
0:02:53	閉じ込め遮へい等を記載しておりますが、
0:02:56	先ほど申し上げました通り、装置の改造がなく、今の仕様の内、内側になるものと、
0:03:02	いうことでいずれも影響はないと考えております。
0:03:06	燃料試験施設の説明については以上になります。
0:03:12	続けてお願いします。
0:03:18	これを続けまして、
0:03:20	T R P実験料とか、大戸刀禰、すいません、ちょっともうちょっと聞く。
0:03:27	お願いできます。
0:03:28	はい。失礼しました。こちらで公園課長。はい。はい。
0:03:33	では改めまして、もうちょっと録音に入ってないかもしれない。ちょっとわからない。近づいてもらった方がいいと思います。
0:03:45	はい。すいません。音声調整いたしました。これでいかがでしょうか。はい、どうぞ。
0:03:52	はい。それでは改めまして、
0:03:55	原子力機構の、すいませんちょっと名前同一になりました私、コムロが、J-R III実験利用棟第2棟の申請内容についてご説明させていただきます。
0:04:07	こちら、資料表紙をめくっていただきまして、右下のページ番号2ページ目からご覧ください。
0:04:14	まず1ポツ、施設の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:18	概要についてご説明いたします。J-R水実験利用棟括弧団員等、7年度以降は利用同等補償させていただきます。利用等は未照射核燃料物を用いて、
0:04:29	分析官研究や放射化学分析等の実験を行うことを目的とした施設になります。
0:04:35	施設内の設備としましては、
0:04:38	施設単位、実験室、飯塚ダムのフード、特設のγ線スペクトロメータが設置されております。
0:04:46	続きまして、ページをめくっていただきまして3ページ目、本申請での検討の材料概要についてご説明いたします。今回、施設を用い用いました新たな実験計画の対応のため、
0:05:01	新たに使用の目的として、核不拡散核セキュリティに関する核燃料物質の分析技術開発の目的を追加いたします。
0:05:10	こちら、別途お話しさせていただいてますが、IAEAとの共同で保障させ、かかる国際トレーニング
0:05:19	の実施を予定しております、それに使用する核燃料物の取り扱いに係る5分に戻しています。
0:05:27	今回、この使用目的を追加するにあたり、カゲシマ010に関する設定変更を設定及び変更を行います。
0:05:38	内容については、次、資料次のページ以降でご説明させていただきます。
0:05:44	資料ページをめくっていただきまして4ページ目、変更内容(1)になりますが、1ポツで、①、
0:05:54	追加する、使用の目的に係る使用の場所として、図に記載されております。赤枠で囲まれている実験室104106号室と1万8号室の、
0:06:06	二つの実験室を使用の場所として設定いたします。
0:06:10	なおこの二つの実験室は、現在の許可にある、使用の目的に基づく使用の場所でもあります。ありまして、重複する。
0:06:19	ことになりますので、
0:06:21	変更後においては、
0:06:22	それぞれの使用の目的で、核燃料物質の同時使用を行わないようにいたします。
0:06:30	あわせて、それぞれの実験室における核燃料の取り扱いですが、その内容としましては、下に書かれています通り、まず、上の実験室104106号室では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:43	分量物質から放出される放射線
0:06:45	核燃料物に中性子を招集し、誘発された γ 線の測定による非破壊分析の技術開発を行い、
0:06:54	東瀬下の実験数 1 万 3105 号室では、様々な非破壊分析法による修正分の分析、濃縮度測定、
0:07:04	分析基礎方法の開発を行うため、学習測定を行い、
0:07:11	続きまして、次のページ、5 ページ目をご覧ください。
0:07:16	先ほどご説明いたしました、新たに追加する、使用の場所である実験室ごとに、今回、それぞれの実験室の核燃料物質の最大取扱量を設定、
0:07:29	具体的な内容についてはこちら、記載しました病院、
0:07:33	掲げています。核燃料の種類と、それぞれの取り扱いをご覧ください。
0:07:39	参考として、企業間におけるバブリング数の最大取扱量も記載しておりますが、こちらとの違いとしては、従来の許可は、
0:07:48	すべての使用の場所、すべての実験室、設備機器をに対して、同時に取り扱いの総量として設定し、
0:07:58	新たに作る実験設備、
0:08:02	取扱量を別途設定したものですので、
0:08:10	料右下 6 ページ目をご覧ください。
0:08:14	やっぱり、核燃料物を
0:08:17	新たに追加する使用の目的では、
0:08:20	死亡場所である実験室内で、半導体検出器による分析測定を行います。
0:08:26	そのため、実験室内での核燃料物質の、
0:08:30	取り扱いに放射性物質の閉じ込め確保が必要となります。
0:08:34	この対応としましては、下に
0:08:38	書かれております、対応を行います、十傑 104106 号数は、
0:08:44	取り扱う核燃料物質が、
0:08:47	溶接や受振等により、密封されたもの容器というニュースより封印されたもの。
0:08:55	もしくは核燃料物質自体が、焼結もしくは金属の状態にあるもの、一つということで、閉じ込めを確保いたします。
0:09:04	同じく 103105 号室についても、新たな焼結もしくは金属の状態を除く以外は、仕組みの確保は同様となります。
0:09:16	また、この取り扱う核燃料物質の処理については、既許可と、
0:09:22	今回追加する使用目的では、お開きいたしませんので、フードは使用いたしませんので、タイヤ化学形の変更、取り扱いを行います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:38	以上が、①の変更内容ですが、続きまして、失礼しました資料 7 ページ目に移りまして、②の既設の所、
0:09:48	ノート設置変更についてご説明します。
0:09:52	こちらは、
0:09:53	今後の実験計画の対応と、
0:09:56	今後、R I の許可、変更地、
0:09:59	多くないっていう。
0:10:01	実験室 104106 号室に、中性子発生装置の設置を予定しております。
0:10:07	そのため、設置に係るレイアウト変更のために、
0:10:11	同じく実験式いっかな実験室内に設置されている。
0:10:15	核燃料タンクの位置を、
0:10:18	もとの、
0:10:20	そのため、位置の変更になりますが、
0:10:23	設備である保管庫の資料と、内部に収納する核燃料物の収納量は変更いたしません。
0:10:31	また、それにより、この保管庫に収納する核燃料室は、
0:10:37	自分の他の使用の目的で取り扱う核燃料物質のみ、
0:10:41	収容する方法といたします。
0:10:45	以上についてが、今回の変更申請に、
0:10:49	かかる申請内容となります。続きまして、資料 8 ページ目については、変更申請の、
0:10:58	変更内容に関する基準の適合性についてご説明いたします。
0:11:03	資料 8 ページ目、まず、閉じ込めの機能についてですが、
0:11:07	こちらでは、①、今回追加する仕様の新たに低下する使用目的では、
0:11:15	核燃料物質からの放射性物質の取り込みについては、
0:11:19	先ほどご説明しました、
0:11:21	V I P 容器等によるふう、もしくは、土曜日自体の焼結もしくは、
0:11:29	取り扱うことにより、閉じ込めを確保する。
0:11:33	お尋ね取り込むか、それをしています。
0:11:37	次につきまして②の消防施設の設置位置変更については、
0:11:42	設置変更について、置いて、
0:11:45	内部に貯蔵する核燃料物質の、
0:11:49	取り扱いの方法については、
0:11:51	変更はございませんので、下に記載しております通り、許可で、
0:11:56	定める、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	取り扱い方法により、放射性物質の閉じ込めは、
0:12:02	従来の通り、適合していることを確認して、
0:12:09	続きまして、資料 9 ページ目をご覧ください。
0:12:13	同じく、放射性物質の閉じ込めについて、防衛の拡大防止対策について、
0:12:19	説明があります。
0:12:21	先ほどご説明しました通り、学年物質の閉じ込めについては、
0:12:28	取り込みについて、放射性閉じ込めの
0:12:32	に関しては、
0:12:34	前のページでの取り扱い方説明により、放射性物質が漏えいする可能性は極めて低いことが確認できておりますが、万が一、
0:12:44	これらが漏えいした場合の拡大防止対策についても、
0:12:47	これらは、これについては既許可で、
0:12:50	記載されている対応を、
0:12:53	同様にとることにより、
0:12:56	非常に適合していくことを確認してここです。
0:13:01	続きまして、資料 10 ページ目をご覧ください。
0:13:04	続きまして、遮へいに関する基準のところを聞くんですが、
0:13:09	今回、使用目的を追加することにより、使用の場所と、核燃料物質の最大取扱量が変更となりました。
0:13:19	そのため、
0:13:20	遮へいに関する実効線量の評価条件が変更となりましたため、新たに改めて実効線量を再評価いたしました。
0:13:29	その評価結果は、こちら資料に書かれている表に記載しておりますが、結果として、
0:13:37	放射線業務従事者、人が常時立ち入る場所、管理境界、管理区域境界の以前においても、線量告示で定めた値を超えること。
0:13:47	十分な削減、
0:13:50	能力を持つことを確認しております。
0:13:57	続きましてページ、右下 11 ページ目をご覧ください。
0:14:02	いや、火災等による損傷の防止についてですが、
0:14:07	まず、①の使用目的に追加。
0:14:11	に関する変更ですが、使用目的の追加により、設備等の追加変更はありませんので、今回のこの火災による損傷の防止に係る
0:14:22	適合性の対象はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:25	適合性確認の対象がございます。
0:14:27	②の増設備の設置変更についても、
0:14:31	醸造設備である保管庫の構造仕様については変更ありませんので、この工場の防水に関する適合については、既許可で記載された、
0:14:42	確認内容を、
0:14:45	そのまま準備をすることとして、適合性の確認を、
0:14:49	整理しております。
0:14:53	続きまして、最後のページ、ページ番号 12 ページ目をご覧ください。
0:14:58	醸造設備に関する適用性の確認になります。
0:15:01	こちら①番、使用の目的を
0:15:05	低下することにより、次の追加変更はありません。
0:15:10	そのため、貯蔵設備の適合性が該当いたし、
0:15:15	②の貯蔵設備の設置位置の変更に関しては、こちら保管庫の実用及び保護時代に、設備に設置する標識の設置と、
0:15:27	内部に収納する核燃料物の最大収納量に記憶から変更がございます。
0:15:33	そのため、基準適合性については、期首の記載をもって、適合すること。
0:15:39	確認しております。
0:15:41	以上が、基準適合性に関する
0:15:45	ご説明となります。
0:15:47	非常により利用等の変更申請の内容に、
0:15:51	御説明を掲示いただきます。
0:15:58	以上。
0:15:59	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。ちょっとこちらから幾つか、
0:16:05	確認事項。
0:16:08	させていただきます。
0:16:10	まず年始の方なんですけど、
0:16:14	この六ヶ所試験装置の瀬試験条件を変えるということですが、これによってその使用の方法とか、
0:16:24	使用の目的とかには、変更は生じないっていうふうに、
0:16:29	理解しますがよろしいですかそれで。
0:16:33	はい。その理解で正しいです。はい。議事録等もですね。はい。ちなみにこのろ過試験装置っていうのはちょっとごめんなさいあのどういう使

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	用の目的になっててどんな方法で使うってこう許可症状じゃなくてですか。
0:16:52	原子力機構のIV室です。はい。68 試験装置単体で使用の目的という記載にはなってはいないんですけども、
0:17:01	燃料試験施設の目的として原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験並びにという記載がありまして、その中で行っている試験になります。
0:17:11	照射後試験の
0:17:14	一つの何かプロセスの中でこのろ過試験装置を使うっていうそういうイメージでいいですか。はい。その通りです。はい。はい。
0:17:25	次がねちょっと4ページで、ちょっとわかんなかったんだけど
0:17:30	ろ過試験装置というところに、加熱炉ってのが行為なんての一生一緒くたになってて、
0:17:37	その加熱炉の
0:17:40	最大加熱運動。
0:17:43	ほいじゃね加熱炉の
0:17:45	加熱温度を100、1250度にするっていうそういう変更になる。
0:17:52	原子力の方のです。E L O C A 試験装置の中に加熱炉が組みつけられております。これを用いて加熱をするんですけども、その際の最大の温度条件というものを、
0:18:04	今回1200度から1250度に変更するということになります。
0:18:10	6月試験装置ってのは加熱炉とほかに何か違う装置が、
0:18:15	くっついてで、一帯をろ過試験装置って呼んでるってことですか。
0:18:21	そうですね全体で一つのろ過試験装置という、
0:18:25	ちなみに他の他はこうなんか、
0:18:28	どういう装置が付随されてるわけですか。
0:18:32	すいません、ちょっとこちらも申請状況すればいいんですけど、
0:18:38	教科書の記載上はですね、回復装置というものと補修装置という方法が記載されておりまして、10、装置の中に、加熱炉の見つけられるようなものになってます。
0:18:51	荷重負荷そうでした。
0:18:54	補修装置というものがあります。補修、補修装置はキャプチャーするかもしれない。
0:19:00	はい。はい。
0:19:05	大きく言うとその加熱、違うのか、関連するごめん、加熱炉は、
0:19:10	10日の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	付加装置の中に、中というか、
0:19:15	ということ。
0:19:17	そうですね記載としては荷重付加装置の中をお願いします。はい。
0:19:25	いやおっさく言うと L O C A そう試験装置とその荷重付加装置と補修装置で構成されてるみたいなこと言い方でいいんでしょうか。
0:19:34	はい。そういうことになります。はい、わかりました。
0:19:44	教科書上は、1200 っていう組織の加熱条件試験条件が書いてあって、
0:19:53	今言ったほか、
0:19:55	荷重付加装置とか補修装置ってのは、記載がありますということで、
0:20:00	わかりました。
0:20:01	それで、この値後その 1200 度っていうのを、ごめんなさい、1400 度っていうのは、この加熱炉のこの最大過温
0:20:10	加熱温度だっていうふうなご説明だったんだけど、それは、
0:20:13	何か、
0:20:15	あれすかしし、
0:20:17	その加熱炉の
0:20:20	取扱説明書か何かに書いてあるわけですか。
0:20:23	原子力のコム口です。その通りで加熱炉の使用スペックシートと申しますか、こちらの方に記載されてる温度が 1400 度となっている。
0:20:38	全部 1 件。
0:20:41	はい。規制庁の本田です。それはあれですかそうずっとすいません 250 度で止めて、
0:20:49	1400 度までこう、
0:20:52	最大マックスでしないっていうのは何か理由があるんですか。
0:20:57	原子力、
0:20:59	尾野コム口です。研究の目的と申しますか、関係から、
0:21:04	これより上の、例えば 1300 だとか、そういった試験というのは想定されないというところに、
0:21:12	規制庁の本田です
0:21:15	求めたいとか言えられたい。何か結果を見るとどんどんとしてはその 1300 と 1200 までする必要設定する必要はなくて、
0:21:26	1250 度が今回は、今回は 1250 度までの設定にこう上げなきゃいけないんだけど、そのまま最大ところまで持っていく必要な、
0:21:36	大丈夫。
0:21:39	必要性は今のところ考えてないってことか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	市岡大室です。その通りでございます。はい。はい、わかりました。はい。
0:21:50	それで、
0:21:52	5 ページでね、安全表協会の影響で、
0:21:58	いますけどまずせえと、これはセル金子野呂勝大津ってのはその第 5、
0:22:05	No.5 セルに、
0:22:07	の内だから、とじ込み機能はそのセールが、
0:22:11	動いてる限りはこれまで時許可と同じ機能は持っています。
0:22:17	いうことと、あと遮へい、
0:22:22	遮へいも、
0:22:26	セールセットでしょう。齋藤先生ね、遮へいも、
0:22:30	1000、
0:22:32	設計変更はないから、
0:22:38	この金、加熱何でヶ月の温度を上げるので、葛西のところ为中心かなと思っただけどこれは
0:22:51	西部設備 6 月試験装置変更等の影響はない。
0:22:55	衛藤。
0:22:56	ヶ月温度についても
0:22:58	使用スペックの範囲内での変更だから、それなりの火災、
0:23:04	そうです。
0:23:05	火災等の損傷の防止の機能っていうのは既許可で変わらないっていうことですかね。
0:23:11	原子力機構の小室です。はい。その通りでございます。
0:23:16	そうすると本当に 1200 から 1250 ってところだけが、
0:23:21	変更記載の変更箇所をイメージすると、
0:23:26	本文のそこだけが変わると。
0:23:31	はい。そのような記載の変更になります。他は何も規制庁の問題ですけども他は。
0:23:38	何もないけど添付資料とか説明資料含め、何もない。
0:23:43	原子力機構の小室です。本当に本当の部分が変わるだけになってまして、添付資料等はありません。
0:24:22	あまり、
0:24:23	は、
0:24:30	サナダですけども、
0:24:39	これは聞いてるところによると

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:48	何月まででしたっけそんな、急がないといけない案件なんですよ。
0:24:56	原子力機構の小室です。そうですね変更後に、記載内容の変更ということで、使用前検査と使用前確認が控えているというふうに考えておりました、
0:25:07	それを踏まえて試験を来年度中に実施したいと考えているところです。
0:25:12	なので、なるべく早く許可しないといけないって案件だったと思うんですけどその理解、正しいですか。
0:25:21	はい。原子力機構の小室です。なるべく早く許可をいただきたいというふうに考えております。
0:25:27	そうなんだとすると、
0:25:30	最初のろ過試験装置の件なんですけど、
0:25:37	多分お世話ないと思うんですけど、
0:25:40	落としどころとしてはもうこれはあれ、あれですか
0:25:44	要はセルの中に試験装置があって、
0:25:49	その試験装置の試験条件を変えるんだけど、資料館のセルの
0:25:54	安全設計の範囲で対応できるから問題ございませんってそういう落としどころでいいんですよ。
0:26:04	はい、そのように考えております。そういうことです。そうなんだとするとあとは、うちとしてご案内の通りこちらで必要な書類を作って、
0:26:15	この案件っていうのはこういうことなんですって庁内的にはレクチャーしていかないといけないので、
0:26:22	その観点で少し資料を作ってもらった方がいいんじゃないのかな。
0:26:27	と思うんですけど。
0:26:29	例えばですね。
0:26:32	3 ページ目のところで
0:26:35	そもそもこのろ過試験装置って何ぞやっいいような資料はつくれますか。
0:26:43	原子力機構の方です。作ることは可能です。
0:26:48	なんでそのまずセルの中にこの試験装置っていうのがある。この試験装置って何ぞやっいう、
0:26:56	説明できるポンチ絵とかでもいいと思うんですけど、何かそれを1枚作ってもらえばいいんじゃないかっていうふうに思います。
0:27:04	それは大丈夫ですかね。
0:27:07	はい、承知いたしました。
0:27:10	で、もう1個ですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	この3ページ目のその途中で、
0:27:16	モックアップ試験等の結果を踏まえ、試験条件の拡張が必要となったことから、
0:27:23	要するにこの変更っていうのはその許可で取った試験条件の温度を変えることになったんです。
0:27:29	説明をこちらとするわけじゃないですか。
0:27:32	それはなぜかっていうのを、説明。
0:27:37	したいんですね。
0:27:39	そうなんだとすると、
0:27:41	この解説はできますか、何で変更になったのか。
0:27:46	例えばモックアップ試験等の結果を踏まえ試験条件の拡張が必要となったから、
0:27:52	というだけではつこうはわかるのかもしれないんだけど、所見の人が見てはわからないんで、何で変更になったんだっていうのを、簡単に。
0:28:04	説明する資料を作ることはできますかね。
0:28:08	この文言を少し出すっていうだけでいいのかもしれない。それが何か1枚多湿K a s eとかっていう対応でもいいかもしれないですけど、なんで温度を変更することになったのかっていう。
0:28:19	解説章を、間すごい簡単に1枚ぐらいで作るってそういった対応はできますかね。
0:28:27	議事録の河本です。ちょっと研究の方、結構、何というか研究よりの内容になってしまうんですけども、検討したいと思います。
0:28:36	なので、多分すごく細かい話になっちゃうと思うんで、多分、あんまりそういうふうに行き過ぎないように、その何で変更になったのかっていうのを、
0:28:46	ちょっと簡単に。
0:28:50	うん。
0:28:51	何か1枚ぐらいでできればいいんじゃないのかなっていうふうに思いますけどね。
0:28:57	はい、承知いたしました。
0:29:05	というのでいいんじゃないか。
0:29:16	で結局、これ、結局これ
0:29:19	名前の結果、なぜ0にしたのかっていう話が、
0:29:28	セル側で対応したっていう話なのかそのろ過試験装置。
0:29:34	側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:37	とか、お金！！
0:29:40	遅め。
0:29:41	1000、
0:29:44	1250 度以上にならないよとかそういうインターロックみたいな話は許可で何かうたってるわけではないんですよ。何かうたってるんですか。
0:29:56	原子力機構の小室です。許可書の方で、例えばインターロックとかそういう記載はないんですけども、障害検査の中で、温度 CONTROL L E R の上限値のメニューを行っていただいて、そこが今 1200、
0:30:09	状態。なるほど。
0:30:11	なので結局これは何をもってして許可をしたのかっていうところ。
0:30:15	なんですけどそのろ過試験装置側でもってして何か許可したのかそれともその、
0:30:23	セル側で対応したのかっていうとどっちになるんですかね。
0:30:33	つまりセル側で対応することにしたんですっていう整理許可したんだとすると、
0:30:40	その旅館試験装置の温度条件が変わる所、高いほうに変わったとしても、
0:30:48	競り側の安全設計を変更する必要はないっていうのを確認できればもう終わりなわけですよ。
0:30:55	従ってその、過去の許可はな。
0:31:00	んだなんて過去の許可とか許可申請書側で、何をお約束しちゃったのかっていう点においてはどうなんですか。
0:31:11	ただインターロックとかの記述がないからそれは全然許可事項でも何でもないわけですよ。
0:31:18	原子力機構の小室です。こちらはですね、安全評価の方では、不燃材料で記載するというようなことを添付書類の方に記載しております、
0:31:29	証明検査の方で実際にそのほか試験装置の材料検査等を行って、火災防護への適合性を確認していただいております。
0:31:39	その老人、
0:31:54	温度の上昇する方向にもかかわらず、何か、
0:31:58	対応する必要があるのかないのかっていう議論があったとして、
0:32:04	いやいや、このセル側でその対応してて、反対をしてて、今回濃度条件の変更を見る限りそのせり側で対応できるということに、
0:32:18	へ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	変更はないというか、確認できてますんで大丈夫です。いや、越智なんだと青天井で坂東層制度です。
0:32:29	2000 台分。
0:32:32	内容で教科センターくれれば、
0:32:35	そういうことはないっていう話なのかな。
0:32:40	なお、その子構造の変更があるのかと言われれば既製品でその仕様の変更前なんで、
0:32:46	物理的な改造を伴うじゃありませんっていう、
0:32:50	話なんで、機械部門違う。
0:32:57	なんで、ちょっと私からは
0:33:00	多分既許可の範囲内で大丈夫ですっていう説明のように思えたので、そうなんだとすると、あとは、こういう案この案件っていうのはどういうものなんですっていうのわかりやすく、
0:33:11	説明できる資料を、申請後の初回の面談で、パワーポイントでちゃんと説明してもらえれば、審査が円滑に進むのかなと思ひまして、
0:33:22	二つ申し上げております。一つは白か試験装置って何なんですかっていう話が一発であったり、
0:33:30	紙が1枚あればいいんじゃないか。
0:33:33	という話と、
0:33:34	そのなぜ、
0:33:36	温度を変えることになったのかっていう話でなぜ変えることになったのか、ものすごいテクニカルな話になると思うので、あんまり
0:33:46	細かくなり過ぎないように、わかりやすい。
0:33:50	池間伊神。
0:33:52	或いはちょっと数量たつとかですねそういう対応で、
0:33:55	資料を作って、
0:33:57	もらえればいいんじゃないかというふうに思いますけど。
0:34:01	機構さんどうでしょうか。
0:34:04	原子力機構の小室です。承知いたしました資料の方を検討したいと思います。はい。
0:34:18	はい、じゃあ、規制庁のホンダてそれではJ R R III d u 券利用棟の方でちょっと確認させていただきます。
0:34:27	まず、ここは非該当施設になるということですか。ちょっと基本的なところから、すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:36	はい。原子力機構のコム口は回答させていただきます。はい。こちらは41条の非該当施設になります。わかりました。
0:34:47	ちょっと
0:34:49	見ればいいんですけど
0:34:51	1個前のJRRやっぱフリーでちょっと変更許可審査した時にあるんですけどそんな時にも、
0:34:58	JRR IIIとあと実験利用棟って個別の建物がちょっと出てきたと思うんだけどこれは第2棟っていうのがあるんだけど、これはまた、
0:35:07	すみませんちょっと手元に申請書とか写真
0:35:12	許可書がないもんで申し訳ないんだけど、あの建物としては別の建物っていうふうに理解でいいですか。
0:35:18	はい、原子力機構の小向といたします。こちらはJRSリーとも、実験料等とも別の施設となっております。そう。規制庁の本多ですけどJRR次の間原子炉、
0:35:31	建屋本体のそばにあって、
0:35:34	別建物ですってということですかね。
0:35:40	はい。ええ。
0:35:41	コム口該当いたします。一応、近傍にこのJアスリート受験料とありますが、ちょっと須藤露頭挟んで、少し離れた位置にありますので、施設としては全くできまして、
0:35:55	意識していただければと思います。
0:36:00	そうずっと、そうするとJ-Rすべてこうなんかこう照射したのを持ってきてとかそういうこともやってらっしゃるわけ。
0:36:11	コム口の該当いたします。はい。加古。そういった形で照射したものと、測定もしておりましたが、今現時点では
0:36:19	今は、はい。照射したもの等の行っておりません。はい、わかりました。すみませんありがとうございます。ちょっと基本的な部分、
0:36:29	規制庁の恩田ですけれども変更の概要で、
0:36:33	ちょっとお知らせ、お聞かせください
0:36:37	目的で、この核不拡散核セキュリティに関する、
0:36:42	核燃料物質の分析技術開発を追加されるってことなんだけど、
0:36:48	使用の方法っていうのはどういうことになるんですかね。
0:37:04	すみませんこちら回答させていただきます。資料の右下4ページの方ご覧ください。はい。一応使用の方法に記載する内容としましては、こちらの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:15	実験室 104101031 万、5 号室に書いております。核燃料物質を取り扱って、その技術開発、あと測定を行うという部分が、
0:37:27	使用の方に、のところの、
0:37:30	実験室ごとにそれぞれ資料の方法が
0:37:35	そういったようなことがやるんだけども部屋ごとに違いますよと。
0:37:40	はい、おっしゃる通りです。はい、わかりました。
0:37:50	え。
0:37:51	そう。
0:38:11	それではい、規制庁の本田ですが、
0:38:16	4 ページで、今ご説明あったところなんだけど別の使用の目的ですでにこの
0:38:23	104、
0:38:25	から 106 号室と 103105 号室というのはもう使用する、部屋としてエントリーが、
0:38:32	されていますよと。
0:38:34	ということですけれどを、
0:38:41	これ、同時使用は行わないっていうのはまた何かこう、
0:38:45	どういった理由からなんですか。
0:38:51	はい。こちら理由としましては、
0:38:55	核燃料物質の、
0:38:58	使用に関して、この
0:39:00	どちらの学年がその使用の目的に、
0:39:04	かかる各年度別の取り扱いになっているのか、同時使用を認めた場合、
0:39:10	今、いつも実験して置かれている仕様値の復元率がどちら目的にあるのか、把握が少なくなってしまうので、そのため、
0:39:20	同時使用を行わず、必ず実験室で取り扱っているものが、どちらの使用目的に基づくのかを、
0:39:29	業務運営、
0:39:32	いたします。
0:39:33	目的の変更、
0:39:35	この辺は記載しております。
0:39:41	はい、わかりました。はい。
0:39:48	5 ページで、
0:39:50	核燃料部署の最大取扱量の設定で、部屋ごとに使用の実験室ごとに設定すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:59	いうご説明でしたけど、この
0:40:03	実験、これはあれです確認所、その使用数量へはふやすんですかそれとも範囲内で、
0:40:14	てするんでしょうか。
0:40:17	はい。こちら、実験市内での取り扱い量としては、ふやしますが、施設全体で存在する年間の取扱量ですとか、最大存在量については、
0:40:30	既存の許可の範囲内で
0:40:34	問題ありませんのでそちらについては変更いたしません。
0:40:37	あくまで、実験、1回当たりの取扱量として個別に設定するという形。
0:40:46	決定ありますか、規制庁のホンダですが次、J R R III 実験利用棟の既許可の年間予定使用量とか決め最大存在量の範囲内で、
0:40:56	それを超す範囲内でこの項を実験室ごとに小、
0:41:01	最大取扱を割り当てるみたいなの、そういうことを理解しました。はい、ありがとうございます。
0:41:06	この先生がおっしゃる通りです。はい。
0:41:51	銀と、
0:41:53	はい。顎ペア、規制庁のホンダですけれども、
0:41:57	6 ページにおいて、
0:42:05	ここで取り扱い方法の設定っていうことで、
0:42:10	当時、放射性物質を閉じ込め確保されるという、
0:42:14	最後、御説明ですとか、
0:42:19	そもそもちょっとその前にこの 104、
0:42:23	この実験室で何かこう、
0:42:25	新しい検出器とか装置ってというのは何か、
0:42:30	どうされるの何もないんですかそういうやつは、
0:42:35	原子力機構のコム口回答させていただきます。こちら、今回の使用の目的で、
0:42:42	行う実験の方法としましては、実験しないで、あと遠慮物に対して、この
0:42:48	設置、新たに機器を設置ではなくてこのかばん式の半導体検出器等の
0:42:55	等、
0:42:56	を使用して、測定を行います。そのため、
0:43:00	設備として新たに設置、追加するものはございません。
0:43:38	規制庁のホームページで 6 ページに戻ってこれ閉じ込めの話をされてるんですけど、容器に封入されたものとか、焼結

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:50	あと金属状のもの。
0:43:53	こういう記載だけれども、
0:43:59	具体で言うとまず容器に封入されたものってのはどういう容器で、
0:44:06	焼結というのはどういうことで、
0:44:09	金属状態ってのはどういうことっていうのは、
0:44:13	ちょっとこの場でまずお願いできます。
0:44:17	はい、原子力機構の分を回答させていただきます。はい。こちら、容器等に、
0:44:23	用途というの、
0:44:26	強毒性通り、
0:44:31	はい。大きな練習をすることで土地が確保できるような、
0:44:37	ものとしています。
0:44:38	また、次に焼結についてですが、こちらは姫路者ペレットのように、承継させることにより、焼結したものになります。
0:44:49	最後に、金属の状態というものは、こちら単体の金属、
0:44:54	はくといった状態のものをいたします。
0:45:00	はい、以上になります。
0:45:08	を、
0:45:11	ちょっと7ページですけど貯蔵施設の位置を変えると。
0:45:16	ということですが、ちょっとパツと思ったのはこの遮への
0:45:21	線量の評価結果に何かは出るんじゃないかなと思ったんだけど、
0:45:26	その位置を変えることによって、
0:45:29	それはどうですか。
0:45:32	はい。こちらも回答させていただきます。こちらおっしゃる通り車系の専用の
0:45:39	計算において、
0:45:41	こちらの他の設置位置の変更についても、
0:45:46	影響があるかについては評価いたしました。結果として、最終的に一番最大の線量となる位置は、こちらの保管庫に、の、
0:45:57	部分に核燃料物質があるよりも、他の常設にある方が最大となるため、結果として、
0:46:06	専用の評価結果は変わらなかったという形になります。
0:46:10	そのチャンピオンとなる線量の評価点は別のところであって、この幾らここで、
0:46:17	ちょうど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:18	保管庫の位置を変えてもそのチャンピオンのところと比較するとまあ、
0:46:22	小さいですよっていう。
0:46:26	はい、おっしゃる通りです。はい、わかりました。はい。
0:46:30	それは申請書の中でこう読めるようになってます。
0:46:35	はい。申請書の中で、はい。どの位置で、
0:46:39	最適な表、評価値になるかというのを示しておりますので、結果として、今回の変更が影響しなかったということは、わかる。はい。
0:46:52	ちょっとそれは精査して、
0:46:54	また見させてもらいますけども、
0:46:56	今この時点では御説明でチャンピオンは別の場所ってことはわかり、
0:47:29	あとですね
0:47:34	11 ページと 12 ページで、
0:47:43	対象となる設備はないため、
0:47:47	っていうのは、両方とも対象となる設置がないためって、
0:47:51	あるんだけど、これは
0:47:54	浅部及び、
0:47:56	設備は新しい設備をね、その新しく追加する設備はないよっていうことを言ってるっていいですか。
0:48:05	はい、原子力機構コムロが該当いたします。はい。おっしゃる通り新たに追加する設備はありません。
0:48:13	はい井戸的場です。はい。はい、わかりました。はい。
0:48:24	それでちょっと先ほど衛藤。
0:48:28	電子の方でちょっと真田の方から言わしていただいたこともちょっとこちらの J R R III の方でも、
0:48:34	ちょっと同じようなお願いしたいんですけどまず目的、
0:48:38	こういう
0:48:40	核不拡散核セキュリティに関する核燃料物質の、
0:48:46	分析技術開発。
0:48:48	ていうのは、何、何をやるんだ、どういうことをやるんだってことの、
0:48:54	説明っていうか、
0:48:57	解説。
0:49:02	はい。次お願いいたします。はい。
0:49:05	こちらの使用の目的で行う具体的な内容は、資料の方、はい。はい。
0:49:12	検討させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	それから、
0:49:21	6 ページのあれですね。
0:49:24	容器に封入された。
0:49:27	または焼結もしくは、
0:49:30	金属の状態にあるもの、閉じ込めの閉じ込めの状態はこういう、
0:49:37	ことですと。
0:49:40	これを、
0:49:42	何か写真とか絵とか、
0:49:44	いただければと思うんだけどいかがですか。
0:49:48	はい。この回答いたします。はい。こちらも同様に、日数や冬、焼結租税、どういうふうに関じ込めがされるかわかる資料をさせていただきます。
0:50:03	うん。
0:50:20	あと、
0:50:21	あともう1個はですね、ちょっとすみません細かいんですけど4ページの使用方法。
0:50:28	この二つの部屋で、
0:50:30	こういうことをやりますよと。
0:50:34	これはいかが。これこれの解説いただきます。どうですか。
0:50:41	はい。
0:50:43	了解いたしましたコム口Φと実施します。はい。こちら、それぞれの実験室における、
0:50:49	はい。
0:50:50	実験の内容が、
0:50:52	具体的に説明できる資料の方は以上に検討いたします。
0:51:16	すみませんこちら挙げ出向コム口よりご提案というか確認させていただきたいんですが。はい。今いただいたコメントの中で、3ページにあります主要の目的で、核拡散課金開発の部分と、
0:51:31	4ページ目のこの実験室の具体的な内容を、
0:51:36	重複する部分があるかと思imasるので、いいですか。わかりました。まとめて資料として、結構です。よろしいでしょうか目的がこういう目的でこういう
0:51:45	方法だったらの、さっきの話と一緒に、
0:51:48	ある場面で説明しなきゃいけない場面が生じてきましてちょっとその時に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	内容としていただけると。
0:51:56	ありがたいなと思ってますのでよろしくお願いします。
0:52:00	了解いたしました。
0:52:06	カナダですけども、
0:52:10	こちらの案件はその J R R III の案件は、
0:52:16	燃料試験施設の案件と比べて急ぐんですか。
0:52:22	許可の希望時期は、どちらが先行早いんですか。
0:52:28	はい。ほぼ回答させていただきます。すみませんちょっとね、年資産のはちょっと今、
0:52:34	ございますが、イメージとしてはおそらくこちらの利用等の方が、希望としては、時期が厳しいかと思います。
0:52:41	そういうことで、
0:52:44	先ほどちょっとだけお話させていただきましたが、こちらの使用の目的で行う実験の中で、 I A E A との保障措置に係る
0:52:54	施設内での国際疫学臨場物を使った計量管理のトレーニングを 11 月に開催を予定しております。
0:53:02	そこで、
0:53:02	今回、変更申請でその取り扱いを変更した確認物
0:53:07	を持ちますので、事前の準備を考慮しますと、中学までに許可をいただけないかと。
0:53:15	思っております。
0:53:21	わかりました。
0:53:23	原子力機構の椎野です。1 点ちょっとスケジュールに関してちょっと。
0:53:30	訂正させていただきます。
0:53:32	一番最初に説明をいたしました。んな遠慮試験施設は
0:53:39	9 月中に、
0:53:42	他の方が欲しいということなので、遠慮し建設の方が早く
0:53:52	他希望の方をしております。
0:53:56	先ほど説明があった通り、こちらの J R R III 実験利用棟の方も 1 ヶ月遅れなんですけども
0:54:05	10 月中に
0:54:07	許可の方が欲しいということで二つの案件とも、
0:54:12	早めに
0:54:13	ちょっと他の方が欲しいという案件となっております。以上です。
0:54:20	はい、菅田ですわかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	ちよっともう1点確認なんですけど、
0:54:27	7ページ目でその、
0:54:34	既設の貯蔵施設の設置位置を変更するという話でこの括弧書きで、
0:54:41	R I 許可取得後設置する中性子発生装置からレイアウトの変更ってこれは何なんですか。
0:54:49	はい。こちらは、はい。
0:54:52	今ご説明しました、各年のトレーニングとは別に、もう一つの
0:54:58	実験室の方で、今後予定している実験の中で、中性子発生装置を設置し、それに、
0:55:06	医師、それを、
0:55:09	核燃料物質に対して中性子を当てることで、
0:55:13	それに対する反応を策定するという時期を予定しております。そのために、
0:55:21	設置場所のスペースを確保する観点から、今回、位置を変更することです。わかります。シートンさん、
0:55:29	なぜその
0:55:30	何ていうんでしょうか
0:55:32	R I の許可の話なんですがつまり何が言いたいかというと、
0:55:41	使用の目的を新たに追加。
0:55:44	しますと、
0:55:46	新たに追加することによって、10451106 コースを使います。
0:55:53	それに関連して、
0:55:58	貯蔵室を変更するっていうストーリーなのか、そもそも全く別の話で、
0:56:04	そのR I の許可、
0:56:08	セ許可によって設置する。
0:56:11	R I の設備である中性子発生装置を置く関係で、
0:56:17	各年のその貯蔵設備を動かさないといけないのかっていうとどちらなんでしょうか。
0:56:27	原子力機構コム口が該当いたします。はい。今いただいた後者の認識で、はい。
0:56:33	2 となりましたということです。わかりました。
0:56:38	そうなんだとするとですね
0:56:49	そうなって変更の内容はこれ (1) (2) (3) (4) で、普通書いてもらえれば良いと思うんですけど。
0:56:58	カテゴリーの分け方としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:01	使用の目的っていうのを追加するんです。
0:57:06	それに伴って、
0:57:08	使用の場所を
0:57:11	新たに設定するっていうことでいいですか。
0:57:17	この該当いたします。
0:57:21	ご認識の通り、新たに設定する。
0:57:23	よろしいですか。はい。はい。
0:57:25	新たに設定するんですっていうので変更内容の(1)と、
0:57:30	関連するものです。
0:57:34	(2)については
0:57:36	新たに使う部屋、
0:57:39	が出ましたので、核燃料物質を設定することで過去にも関連する ものでありますと。
0:57:47	(3)についてはその目的を追加して、
0:57:51	新たに追加した部屋で、
0:57:54	新たに核燃料物質を使うということで、あと(1)とかポイント(3)っ ていうのはカテゴリーとしては一つでくれるようなものであってそそう 認識していいんですね。
0:58:05	はい。この回答いたします。おっしゃる通りですね。
0:58:09	(4)については
0:58:12	既設の
0:58:14	核燃料貯蔵施設がR1の放射性同位元素の
0:58:19	使用の許可との関係で、
0:58:22	中性子発生装置が設置されるということに伴って、
0:58:29	貯蔵施設っていうのを動かさないといけないんですと。
0:58:33	従ってその(1)(2)(3)の話と、
0:58:38	(4)の話はカテゴリーとしては、別ってそそういう作り方でいい。
0:58:45	理解は正しいですかね。
0:58:49	はい。コム口は回答させていただきます。はい。今回その使用の目的を 追加する。
0:58:58	失礼しました。はい。今おっしゃった、
0:59:12	すみません渡しました。この加治はい。
0:59:16	今お話あった通り認識の通り、1から3と。
0:59:21	両括弧1から(3)と(4)は別の暮らしという認識であります。そのた め、①と②で分けて記載させていただいた次第です。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:35	そうなんだとするとですね、
0:59:39	落としどころとしてはこういうことでいいですか
0:59:43	(1) とか、もちろん変更内容はそこでもまた書いていただいて当然結構なんですけど、
0:59:48	落としどころとしてはその (1) と (2) と (3) 的が追加されて、
0:59:59	新しく核燃料使用施設も追加されて各電を追加して使用の方法も追加するんだけど、
1:00:06	閉じ込めという点において言えば 6 ページ目に書いている通り、
1:00:10	見されたもの。
1:00:13	容器等に注入されたもの。
1:00:16	焼結もしくは金属の状態にあるものとする。
1:00:21	によって閉じ込めについては確保されている。
1:00:25	そう、そういえ落とすところでもいいんですかね。
1:00:29	はい。コム口の該当いたします。はい。その認識で間違いありません。
1:00:35	目的が追加されたことによって、遮へい計算もされ、
1:00:42	新たに部屋も設定しているって方法も追加したということで遮へい計算をしたんだけど、
1:00:48	5 ページ目にあるように、
1:00:50	ホームページ目の R4 です。
1:00:55	等、
1:00:57	なんぼ。
1:01:00	10 ページ目ですか。
1:01:04	はい。10 ページにあります A の評価結果は問題ないことを確認、確認している。
1:01:10	そういうことでございます。そういうことですかね。
1:01:16	もう一方の
1:01:19	7 ページ目の、
1:01:21	その貯蔵設備の設置位置の変更については、
1:01:26	場所が変わりました。
1:01:28	しかしながら、
1:01:30	保管庫の使用最大収納量、
1:01:35	は変更がない。
1:01:39	従って、
1:01:42	次米とか町道の、
1:01:46	性状とかはあるのかどうかわかんないんだけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	適合性については、問題ありませんってそうということでもいいですか。
1:01:57	そのような回答いたします。はい。おっしゃる通り、認識で結構です。記載されておりませんが施錠に関しても、こちら保管庫でも施錠をしております。
1:02:08	従ってその位置は変更されますと、
1:02:11	しかしながら、書架の設計が維持されている。
1:02:16	ことに変更はないと。
1:02:18	ということで、問題はございませんということで、
1:02:22	音速度としてはいいわけですね。
1:02:29	このような回答いたしますはい。おっしゃる通りはい。既存の許可にも、除く適合性に変わりがないという、
1:02:36	整理が一つあります。
1:02:39	一方でじゃあ何を確認するのかというと、
1:02:42	その線源の位置が変わっているので、
1:02:46	遮へいの計算が変わるんじゃないか。
1:02:49	という話については、機構の説明によるとそれについては検討した上で、許可の
1:02:59	線量評価であるチャンピオン
1:03:01	については、影響を及ぼすものではない。
1:03:05	ていうのを確認しているってそういうことでもいいですね。
1:03:09	はい。
1:03:10	小村課長いたします。はい。その認識で間違いありません。
1:03:14	はい。そうなんだとするとですね7ページ目に足してもらいたいのはそ、
1:03:22	要はあれなんです。
1:03:26	この所蔵設備の設置位置の変更で何を審査するのかっていう、
1:03:31	話があって、それについては、評価の設計がまず維持されているということをもってしていろいろなものが省略できますと、
1:03:40	ということで、許可の設計が維持されているということを説明してもらった上で、
1:03:45	ただ、線源が変わるので遮へいっていうのが、
1:03:49	見ないといけないんだけど、
1:03:52	それについては、申請において、
1:04:00	機構の中で検討した結果として、許可

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:04	線量評価の最大の1とか点、最大評価点とかそういったものを変更するものではないっていうのを、ちゃんと確認しているんです。
1:04:13	ていうのをクリアに書いてもらうっていうことで、
1:04:18	良いんじゃないでしょうか。
1:04:23	コム口あ、該当いたします。はい。ありがとうございます。そちらの配管考え方が、
1:04:31	認識、説明できるように検討いたします。
1:04:36	お願いします。何でちょっと私なんてさっきカテゴリーの話をしたかという、こちら審査書を受け取ってからその汗申請書を出しご案内というホームページ公開してます審査書に、
1:04:47	仕上げるわけじゃないですか。
1:04:49	従って今回の案件は、(1) (2) (3) 4が全部同じ括りやったらそれでまとめるんだけど、
1:04:56	違うくくりなのであるっていうことであれば、(1) (2) (3) は、
1:05:01	まとめて、閉じ込め遮へいとか火災とか何とか書くわけですよ。ね。(4) は別立てなんですっていうことであれば、
1:05:08	(4) の話の、
1:05:11	それぞれの基準適合性は何なんですかっていう話になりますよね。
1:05:15	気胸カーで対応できてるものを確認しましたっていうので、従って条文はほとんど書く必要がないで整理ができるんだけど、
1:05:24	論理的には遮へいの話が出てくるので、じゃあそれはどうすればどうするんですか。
1:05:30	申請してるのかしてないのかって話で言うと今の話だとしていないっていうことだから、
1:05:38	していないけど、適合整理っていうのはなぜなのかっていうのを書かないといけないから、従って、この面談資料において、そんな備考欄に書いていってもらってそれはそれでとやってもらえれば良いと思うんですけど、プラスして、
1:05:54	この申請を出すにあたってそれについてはもう検討してますと。
1:05:59	社員については、評価を新原栗原でこういう理由で何とかなんで
1:06:05	変更を及ぼすものではないっていうのを書いてもらえれば、
1:06:09	飲料ではないかと思いましたので、7ページ目の資料も、ちょっとリバイスしてもらえればというふうに思います。
1:06:18	その点、大丈夫ですか。
1:06:21	これは回答させてください。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	後で対応できますので、はい。資料の方を修正させていただきたいと思 います。
1:06:32	はい。よろしくお願いします。
1:06:37	規制庁の恩田ですけども、ポスターのネンシ等、J-R IIIでいろいろち よっところ、
1:06:44	何か資料用意してと、ポンチ絵ようしてってお話をさせていただいたけ れども今日いただいたやつをリバイスするって対応にした方が、
1:06:54	いいような気がしてきたんですけど、いかがですか別に新しく作るんじ ゃなくて、
1:07:00	どうです対応。
1:07:02	これをベースベースに、これ、これがまず基本であって、
1:07:07	例えば、ちょっとこの振り返りも振り返りもちょっと兼ねちゃいますけ ど例えば燃取だ燃取の方だったらば、
1:07:14	ろ過試験装置とはこんなものすっていう説明と、
1:07:19	あと今回、試験条件加熱温度を拡張する。
1:07:26	必要拡張することを、になった理由。
1:07:30	が、こういうことでありますよと、この2点を追加でご説明いただく解 説いただきたいというお願いをしたところなんだけども、この2点につ いてはこの今日の資料の
1:07:42	入れるページはちょっと、それぞれ
1:07:47	機構さんのね御説明の、
1:07:49	やりやすいついていうかと思うんで、ページは問いませんがこの今日い ただいたものをベースに、
1:07:55	リバイスする。
1:07:57	ページを追加するっていう形。
1:08:01	いかがでしょうか。
1:08:02	まずは、江藤弁理士の燃取の方はいかがです。
1:08:12	原子力機構の小室です。燃料試験施設の方は、提案いただいた内容で対 応可能ですか。はい。わかりました。じゃあ、すみません、仮J-Rする 規制庁の本田ですけども。
1:08:24	J-R IIIにおきましても、ちょっと、
1:08:28	振り返ると、
1:08:30	まず一つは目的、追加新たに追加する目的、追加しますけどもそれはど んな内容をやるのかと。
1:08:42	加えて、その使用の方法をの解説をいただく。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:48	というのが一つ、それと、
1:08:51	使用の方法において核燃料物質の特定をするってということなんですけど 密封状態、密封の状態。
1:08:58	容器に、
1:09:00	封入とか、
1:09:01	焼結されているとか金属上とか、
1:09:05	そういったものはどういうものなのかということの解説。
1:09:11	あとは、7ページにおいて、
1:09:18	この貯蔵施設の乾固の位置を変えますけれども、
1:09:24	変えるんだけれども、貯蔵施設、
1:09:29	の設計は、既許可の設計に変更がありません。
1:09:34	ということと、
1:09:35	変えることによって、遮へいの
1:09:40	はめを、
1:09:41	検討しなければいけないんだけれども減少機構の方では検討は進んでお って、
1:09:49	結果、既許可のチャンピオンとなる線量の1、
1:09:54	後線量評価の結果、或いはその評価点を変更するものではないと。
1:10:02	いうことを確認し済みであると。
1:10:04	いうことを
1:10:07	お願いしたんだけどもここにお願したことについてもこの
1:10:11	資料をベースにどこか、
1:10:14	ページを、
1:10:15	追加するなり、
1:10:18	今日いただいた資料のどこかに松井一行2行を追加するとかそういう形 でいかがでしょうか。
1:10:27	はい、原子力機構の小室が回答させて、
1:10:30	はい。ご提案いただきました通り、今の資料をベースに、はい、わかり ました。はい。
1:10:35	失礼いたします。はい、規制庁の本田でありがとうございます。
1:10:39	ただちょっともう今まとめもさせていただいたんでこれ、
1:10:45	今日ね浸水の許可希望の時期まで言及いただいたけど、一つどうぞ、お 願いします。
1:11:11	次の面だね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:13	わかりましたじゃ、規制庁の本田です。次の面談、今日ちょっといろいろリクエスト申請できたらいいと思います。
1:11:24	じゃあ、ごめんなさいじゃちょっと訂正します申請出てから、また面談の時期を設定、
1:11:31	調整させてください東京事務所を經由で調整させてください。
1:11:38	規制庁からは以上ですけど原子力機構さんから何か、
1:11:43	ありますか。
1:11:50	こちら、原子力機構の石井のは、私たちから意見はございません。以上です。よろしい。はい、わかりました。では
1:12:03	意見これで面談すいません終わりにさせていただきます。どうも。
1:12:09	ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。
1:12:15	失礼します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。